

虐待防止等の適正化のための指針

社会福祉法人 京都眞生福祉会
京都指月あさがおの郷 1号館・2号館

I.施設における虐待防止等の適正化に関する基本的考え方

利用者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。その為、当施設における基本的な考え方として、当指針を定め、職員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策及び必要な体制を整備し、適正な運営に努めます。

1. 介護保険指定基準の高齢者虐待防止に係る規定

全ての事業者に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

2. 介護保険指定基準における高齢者虐待の定義

1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること、また正当な理由もなく身体を拘束すること。

2) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

3) 経済的虐待

契約者の同意なしに金銭を使用する、また希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

4) 利用者にわいせつな行為をすること、また利用者にわいせつな行為をさせること。

5) 介護放棄・放任による虐待

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

II.虐待防止適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

虐待防止の推進に向けて、「虐待防止適正化委員会」を設置する。

1. 活動の内容

1) 施設内の虐待防止に向けての現状把握及び改善についての検討

2) 虐待事案が発生した場合の対応及び改善策の共有

3) 虐待事案が発生した場合の再発防止に向けた検討

4) 虐待防止及び発生時対応に関する職員全体への周知

5) 虐待防止に関する研修の企画及び運営

2. 委員の構成

1) 虐待防止適正化委員会の委員は、虐待防止担当者[責任者として施設が定める者]施設長・介護職員・支援職員、他必要と認める者にて構成する。

2) 委員は該当部署の代表者とし、委員の互選により委員長を選出する。

委員の任期は年度毎とし、再任を妨げない。

3. 委員会の開催

- 1) 委員会を定期的に開催する(概ね2か月に1回程度)
- 2) 委員長が必要と認める場合は、臨時で開催する。
- 3) 緊急を要する虐待事案が発生し対策の必要が生じた場合は、上記の開催を待たず対応し、委員長が委員の意見を聴取のうえ可否を判断し、速やかに次回委員会にて検討する。

Ⅲ.虐待防止等の適正化のための職員研修に関する基本方針

すべての職員に対して、虐待防止と人権を尊重したケアを目的とした職員研修を行う。

1. 運営

「年間研修計画」に沿った研修を実施、内容を伝達研修等により全職員に周知を行う。

2. 内容

- 1) 虐待防止に関する全職員向けの定期研修(概ね年2回程度)
- 2) 虐待防止の観点の理解を目的とした新人研修(概ね入職後1か月以内)
- 3) その他必要と認められる研修(随時)

Ⅳ.施設内で発生した虐待防止等の報告方法等の方策に関する基本方針

1. 当指針に基づく事案に関して、運営推進会議等にて定期的に外部への報告を行う。
2. 当該利用者及び家族等に対して、十分な説明及び再発防止策の報告を遅滞なく行う。

Ⅴ.虐待防止等の発生時の対応に関する基本方針

虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合、対処方法等は下記の通りとする。

1. 虐待にかかる相談は、各サービスの苦情相談窓口担当者とする。
2. 寄せられた内容については、苦情解決責任者(虐待担当責任者)に報告し、虐待対応適正化委員会を臨時開催し、対応等について検討する。

※苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

3. 「虐待が疑われる事案」

1) カンファレンスに基づく評価

上記の5定義いずれかに該当すると疑われる場合、事実確認を慎重に実施する。

ユニット内の検討及び記録に基づき、虐待防止適正化委員会にて再検討を行う。

2) 利用者及び家族等への説明及び同意

①記録に基づいて説明し同意を得たうえで、虐待防止の観点に即したケアを行う。

②利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、京都市成年後見支援センター等の適切な窓口を案内するなどの支援を行う。

3) 経過記録及び再検討

事故報告書[施設所定]に基づく再評価を行い、事故の再発防止に向けた検討を行う。

4. 「虐待と判断される事案」

※上記1. に準じた運用とする。

但し、下記[Ⅶ-2]に係る事案の場合、速やかに必要な対策を講じるものとする。

Ⅵ.入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

1. 契約時に説明を行い、利用者及び家族等の要望に応じて閲覧する事ができる。
2. 虐待防止に関する記録については、利用者及び家族等から請求があれば開示する。

Ⅶ.その他虐待防止等の適正化の推進のために必要な基本方針

1. 京都市「虐待の防止のための措置に関する事項」規程に準じた運営を行う。
虐待の発生又はその再発を防止する為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。〔Ⅱ〕
 - 2)虐待の防止のための指針を整備する。〔当指針〕
 - 3)従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。〔Ⅲ〕
 - 4)上記1)から3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。〔Ⅱ-2〕
2. サービス提供中、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村に通報するものとする。
3. 虐待防止に準じたハラスメント対策を行う。
 - 1)利用者の生活環境を害する事を防止する為、職員による該当行為を禁止する。
 - 2)職員の就業環境を害する事を防止する為、利用者及びその家族等からの行為を禁止する。
 - ①身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
 - ②精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
 - ③セクシャルハラスメント(意にそわない誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な行為)

2018年03月31日 施行
2021年04月01日 改定
2021年12月01日 改定
2023年12月20日 改定